るときは、その端数を四捨五入する。）及び45歳から49歳までの女性人口に0.008を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数で除して、1,000を乗じて得た数（小数点以下4位未満があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに平成31年1月1日現在における出生数を、15歳から19歳までの女性人口に0.092を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、20歳から24歳までの女性人口に0.723を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、25歳から29歳までの女性人口に2.143を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、30歳から34歳までの女性人口に2.684を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、35歳から39歳までの女性人口に1.519を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、40歳から44歳までの女性人口に0.305を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び45歳から49歳までの女性人口に0.008を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数で除して、1,000を乗じて得た数（小数点以下4位未満があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算して得た数を3で除して得た数（小数点以下4位未満があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

α　α_1、α_2又はα_3のいずれか大きい率（ただし、平成28年度から平成30年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を3で除して得た数（小数点以下2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が0.51以上となる場合は1.000とする。）

α_1　次の算式Ⅷによつて算定した数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$\alpha_1 = 1 + \{(0.4 \times A + 0.075 \times B + 0.075 \times C + 0.075 \times D + 0.075 \times E + 0.075 \times F + 0.075 \times G + 0.075 \times H + 0.075 \times I) - 1\} / 2$

α_2　過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に基づく過疎地域の市町村、同法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる市町村、離島振興法第2条第2項に基づき公示された離島をその区域の全部とする市町村、沖縄県内の市町村、奄美群島振興開発特別措置法

るときは、その端数を四捨五入する。）及び45歳から49歳までの女性人口に0.008を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数で除して、1,000を乗じて得た数（小数点以下4位未満があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに平成30年1月1日現在における出生数を、15歳から19歳までの女性人口に0.100を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、20歳から24歳までの女性人口に0.735を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、25歳から29歳までの女性人口に2.144を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、30歳から34歳までの女性人口に2.647を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、35歳から39歳までの女性人口に1.494を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、40歳から44歳までの女性人口に0.298を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び45歳から49歳までの女性人口に0.008を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数で除して、1,000を乗じて得た数（小数点以下4位未満があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算して得た数を3で除して得た数（小数点以下4位未満があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

α　平成29年改正前の省令附則第十九条の十四の二第七項の表市町村の項の算式によつて算定した経常態容補正Ⅱの率と同一の率

β　β_1、β_2又はβ_3のいずれか大きい率（ただし、平成27年度から平成29年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を3で除して得た数（小数点以下2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が0.51以上となる場合は1.000とする。）

β_1　次の算式Ⅷによつて算定した数小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

$\beta_1 = 1 + \{(0.4 \times A + 0.075 \times B + 0.075 \times C + 0.075 \times D + 0.075 \times E + 0.075 \times F + 0.075 \times G + 0.075 \times H + 0.075 \times I) - 1\} / 2$

β_2　過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に基づく過疎地域の市町村、同法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる市町村